

## 金沢大学北海道学友会会則（案）

制定：平成23年10月29日

### （名称）

第1条 本会は、金沢大学北海道学友会と称する。

### （事務所）

第2条 本会の事務所は会長宅内に置く。

### （定義）

第3条 この会則において「基幹同窓会」とは、金沢大学（以下「大学」という。）、大学の前身校及び大学に附属した学校の同窓会をいう。

2 この会則において「登録同窓会」とは、地域・職域・研究室・学寮・サークル等を単位として卒業生で組織する様々な同窓会、教職員又は教職員であった者で組織する団体及び学生の保護者会等の団体をいう。

### （目的）

第4条 本会は、卒業生相互の交流と親睦を図り、併せて大学との連絡を緊密にし、もって大学の発展と社会に貢献することを目的とする。

### （事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 会員名簿及び会報の発行
- 3 その他適切なる事業

### （会員）

第6条 本会の会員は、「基幹同窓会」、「登録同窓会」の会員で、北海道在住者とする。

2 本会に特別の貢献があった者を役員会において賛助会員とすることができる。

### （役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名  
会員の中から1名を役員会が推薦し、総会で選任する。
- 2 副会長 2名  
「基幹同窓会」の北海道支部長と、各「登録同窓会」の代表者とで互選により推薦し、会長が委嘱する。
- 3 理事 若干名  
「基幹同窓会」、「登録同窓会」から推薦された会員の中から会長が委嘱する。
- 4 会計監事 2名  
会員の中から会長が委嘱する。
- 5 事務局長 1名  
会長が指名し委嘱する。
- 6 事務局次長 2名  
会長が指名し委嘱する。
- 7 顧問 若干名  
会の運営に顕著な功績のあった会員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は以下の通りとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理 事 会務を審議し、各同窓会から会員の消息の把握を行う。
- 4 会計監事 本会の会計を監査し、監査結果を役員会に報告する。
- 5 事務局長 日常の業務を処理し、会員名簿や会報の発行に携わる。
- 6 事務局次長 事務局長を補佐し、会員名簿や会報の発行に携わる。
- 7 顧 問 本会の運営について意見を述べる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 会長は2年ごとに定時総会を開催する。その他、会長又は役員会が必要と認める時に臨時総会を開催する。

(役員会)

第11条 役員会は、第7条にある役員を以て構成し、本会の運営及び事業の遂行にあたる。  
2 役員会は、年2回会長が招集する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条 会員は、会費を納入しなければならない。  
2 会費の額及びその納入方法は、役員会の定めた会費納入規定による。

(経費)

第14条 経費の支出は役員会の定めた経費支出規定による。

(会計報告)

第15条 本会の会計について、役員会の承認を受け次回開催の総会において報告しなければならない。

(会則の変更)

第16条 本会則は、総会においてこれを変更することが出来る。

附則

この会則は、平成23年10月29日から施行する。